

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州学術研究都市産学連携センター等における使用料の徴収事務の委託【産業経済局新産業振興部新産業振興課】

2186

北九州市告示第326号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州学術研究都市産学連携センター、北九州学術研究都市共同研究開発センター、北九州学術研究都市情報技術高度化センター、北九州学術研究都市事業化支援センター、北九州学術研究都市技術開発交流センター、北九州学術研究都市学術情報センター及び北九州学術研究都市会議場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州産業学術推進機構	北九州市若松区ひびきの2番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで